

# 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る 建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の取扱い

平成 24 年 5 月 14 日制定  
浜松市都市整備部建築行政課

## 1 趣旨

平成 22 年 9 月 10 日付け国住指第 2263 号及び国住街第 78 号により発出された「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（以下「技術的助言」という。）を受け、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（以下「工場」という。）に対する建築基準法（以下「法」という。）第 48 条の規定に基づく許可（以下「許可」という。）の取扱いを定めるものである。

## 2 対象建築物

法第 48 条第 1 項から第 10 項までの規定に違反する状態にある既存の工場を対象とし、当該工場を同一敷地内で建替える場合は建替え後の工場についても対象とする。

## 3 審査基準の適用関係

「2 対象建築物」に該当する工場であって、「4 許可要件」を満たすものについては、「建築基準法第 48 条ただし書による建築許可の取扱い」第 3 (9) に該当するものとする。

## 4 許可要件

### (1) 規模等に関する要件

- ア 第一種低層住居専用地域にあっては、住宅で工場を兼ね、その延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供し、かつ、作業場の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超えないこと。
- イ 第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域にあっては、作業場の床面積が 50 m<sup>2</sup>を超えないこと。
- ウ 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては、作業場の床面積が 150 m<sup>2</sup>を超えないこと。
- エ 近隣商業地域及び商業地域にあっては、作業場の床面積が 300 m<sup>2</sup>を超えないこと。

### (2) 安全対策に関する要件

- ア 技術的助言＜別添 1＞「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」に定める基準のすべてを満たすこと。

### (3) 環境対策等に関する要件

- ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域（以下「住居系地域という。」）にあっては、技術的助言＜別添 3＞「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の住居系地域における工場の立地に関する 48 条ただし書き許可の判断基準」第 2 に定める許可の判断基準を満たすこと。この場合に、同判断基準中「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域」を「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域」に読み替える。
- イ 近隣商業地域にあっては、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないこと。
- ウ 商業地域にあっては、商業の利便を害するおそれがないこと。

(4) その他の要件

ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域にあっては、洗濯物の受取及び引渡しを行う店舗部分を有するものであること。

5 申請に必要な図書

許可を受けようとする者は、許可申請書に浜松市建築基準法施行細則に定める図書のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

ア 断面図(2面)

イ 日常の作業における安全管理対策チェックリスト〔様式第3-2号〕

ウ 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場 安全対策調書〔様式第5-1号、第5-2号〕

エ 住居系地域における工場立地に関する調書〔様式第10号〕(住居系地域のものに限り、かつ第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては、作業場の床面積が50㎡を超えるものに限る。)

6 許可の条件

許可にあたっては、法第92条の2の規定により、改善工事に要する期限その他違反是正に関して必要な事項を許可条件として付すものとする。

7 適用期間

この取扱いは、平成34年9月30日までに許可申請がなされたものに適用する。

8 その他

この取扱いは、引火性溶剤を用いないクリーニング工場においても適用する。

この場合において、「4 許可要件(2)安全対策に関する要件」及び「5 申請に必要な図書」は適用しない。

**附則**

この取扱いは、平成24年6月1日から施行する。

**附則**

この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。

**附則**

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。